

令和7年度

行政視察報告書

大船渡市議会 教育福祉常任委員会

教育福祉常任委員会行政視察概要

1 視察年月日 令和7年10月6日(月)～8日(水)

2 視察先及び視察項目

I 社会福祉法人石川県社会福祉協議会(10月6日)

○ 被災者の生活再建等への支援について

II 石川県金沢市(10月7日)

○ 高齢者等の見守りに関する取組について

III 石川県(10月7日)

○ 被災者の生活・住宅再建にかかる取組について

○ ひきこもりに関する支援の取組について

3 視察参加者 議員7名、市当局職員1名、事務局随員1名 計9名

委員長 滝田松男

副委員長 船砥英久

委員 熊谷昭浩

委員 森 亨

委員 宮崎和貴

委員 小松則也

委員 岡澤 駿

当局職員 藤原秀樹

随 行 菊地敦子

◎ 目 次

I 社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 石川県社会福祉協議会の概要…………… 4

2 被災者の生活再建等への支援について…………… 4

II 石川県金沢市

1 金沢市の概要…………… 11

2 市議会の構成等…………… 11

3 高齢者等の見守りに関する取組…………… 12

III 石川県

1 石川県の概要…………… 18

2 県議会の構成等…………… 18

3 被災者の生活・住宅再建にかかる取組…………… 19

4 ひきこもりに関する支援の取組…………… 26

I 社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 石川県社会福祉協議会の概要

設 立	昭和 26 年 2 月 11 日
役 員 等	評議員 27 人、理事 21 人、監事 3 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）
財 政	令和 7 年度一般会計予算 ・事業活動による収入 579,548 千円 ・その他の活動による収入 157,707 千円

石川県社会福祉協議会は、県庁所在地である金沢市内にあり、地域福祉の推進、福祉サービスの支援、ボランティア活動の促進などを通じて、県民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを行う社会福祉法人であり、社会福祉法第 110 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、「見つけて、育て、つなぎます 地域の福祉力」、「創り、守り、目指します 支え合いの地域社会」をキャッチフレーズに高齢者福祉・児童福祉・障害福祉・低所得者福祉等の向上や在宅福祉、福祉コミュニティづくり、ボランティアや市民活動の振興などについて、福祉関係者と連携し取り組んでいる。

2 被災者の生活再建等への支援について

□ 説明 石川県社会福祉協議会 永下和博 専務理事ほか

○ 石川県地域支え合いセンターの設置及び運営

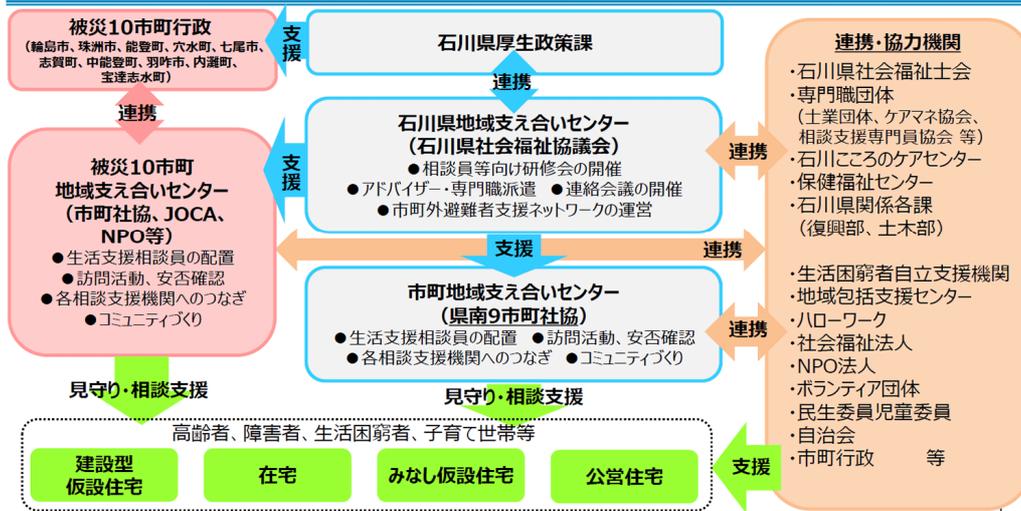
(1) 石川県社会福祉協議会の動き

令和 6 年 3 月以降、石川県内の市町社協において、被災者の孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談を行う「被災者見守り・相談支援等事業」を順次受託し、地域支え合いセンターを設置している。

石川県社協でも、同年同月に「被災者見守り・相談支援等事業」を県から受託し、「石川県地域支え合いセンター」を設置し、各市町地域支え合いセンター（以下、市町センター）の運営に関する相談支援、人材育成、専門職等の関係団体との連携協働等による後方支援を開始した。

〔被災者見守り・相談支援等事業とは〕

生活困窮者自立支援事業の中に位置づけられており、被災前とは大きく異なる環境におかれている応急仮設住宅に入居した被災者が、それぞれの環境で安心した日常生活を営むことができるよう、仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談を行い、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。



※視察資料より抜粋

(2) 各市町の設置状況、運営形態

県内全ての市町で地域支え合いセンターが設置され、市町社協やNPO法人等が運営を担っている。

① 被災9市町（建築型仮設住宅が設置された市町）

運営形態：各市町からの委託により、市町社協等が運営

見守り対象者：建築型仮設住宅に入居した被災者、在宅の被災者、みなし仮設住宅に入居した被災者

市町（設置場所）	受託団体
輪島市ささえあいの風センター	輪島市社会福祉協議会 青年海外協力協会
珠洲ささえ愛センター	珠洲市社会福祉協議会 日本医療ソーシャルワーカー協会 特定非営利活動法人YNF
能登町地域ささえあいセンター	青年海外協力協会 能登町社会福祉協議会 石川県相談支援専門員協会
ささえあいセンター穴水	穴水町社会福祉協議会
七尾市地域支え合いセンター	七尾市社会福祉協議会
志賀町地域支え合いセンター	志賀町社会福祉協議会
中能登町地域支え合いセンター	中能登町社会福祉協議会
羽咋市地域支え合いセンター	羽咋市社会福祉協議会
地域支え合いセンター内灘	内灘町社会福祉協議会

② 県南 10 市町

運 営 形 態：県からの委託により、市町社協が運営

見守り対象者：みなし仮設住宅に入居した被災者、親類宅等へ広域避難中の被災者

市町（設置場所）	受託団体
石川県地域支え合いセンター金沢	金沢市社会福祉協議会 石川県社会福祉士会
石川県地域支え合いセンター小松	小松市社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンター加賀	加賀市社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンターかほく	かほく市社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンター白山	白山市社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンター能美	能美市社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンター野々市	野々市市社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンター川北	川北社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンター津幡	津幡町社会福祉協議会
石川県地域支え合いセンター宝達志水	宝達志水町社会福祉協議会

(3) 石川県地域支え合いセンターの活動状況

① 人材育成

ア. 基礎研修

各市町センターの研修、中途採用の生活支援相談員の学習のため、基礎研修動画を配信

イ. 主任生活相談員等研修

令和6年6月21日に開催し、24名参加

ウ. オンラインサロン

被災者生活再建支援に関する基礎知識の習得や他の被災地の状況を知ることがを目的に、令和6年7月から毎月開催（講義、実践発表、情報交換会など）

エ. 視察研修

東日本大震災における被災者支援の取組について知るため、県外の市町社協への視察研修を実施（視察先：郡山市社協、南三陸町社協）

② 専門職・アドバイザー派遣事業

市町センターの生活支援相談員を研修会へ講師派遣または、サロン会場や相談会への専門職派遣をのべ85回実施

③ 連絡会議等の開催

ア. 被災者見守り連絡会

被災高齢者等把握事業から被災者見守り・相談支援等事業へ円滑につなげるための連絡に協力

内容	参加対象
(行政説明) 被災者見守り・相談支援等事業の支援対象範囲 (実践発表) 岡山県倉敷市における在宅要配慮者支援 (情報交換) 各市町における実施状況	能登5市町 (輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町、七 尾市)の地域支え合 いセンター及び自 治体

イ. 自治体連携会議

全市町行政の当該事業担当者及び市町センターを対象に進捗状況の報告と実践発表を令和6年8月2日と令和7年1月31日の2回実施

ウ. 支え合いセンター情報交換会

(エリア開催)

内容	参加対象
各種会議の開催状況、生活支援相談員の雇用・勤怠管理、帳票類に関する情報交換	能登6市町地域支え合いセンター長、生活支援相談員等
各種会議の開催状況、サロン活動、生活支援相談員の雇用・勤怠管理・活動状況に関する情報交換	かほく市、津幡町、宝達志水町の地域支え合いセンター主任生活支援相談員

(テーマ開催)

内容	参加対象
実践発表(発表:釜石市社会福祉協議会) 「東日本大震災被災者支援の経験から災害VCと支え合いセンターの連携」	県内の各地域支え合いセンター長、主任生活支援相談員等

エ. 見守り活動記録用アプリ worklog 操作説明会

令和6年5月30日にオンラインによる操作説明会を実施した。

④ 市町外避難者支援について

ア. 広域避難者事例共有会議

被災地・避難先センター間で、困難ケースの事例共有をオンラインにて都度実施した。(共有件数:41件)

イ. 能登サロン in 金沢勤労者プラザの開催

県南への広域避難者の集いの場として開催し、66名が参加した。

(内容) 広域避難者同士の交流会、弁護士や被災自治体職員等による相談コーナー、キッズ縁日、キャラクターとの写真撮影会

ウ. 能登ふるさとバス（試行事業として実施）

野々市市に避難した珠洲市民で被災地への移動が困難な被災者を対象に、地元の復興状況を知るためのバスツアーを実施し、15名が参加した。

⑤ 広報活動

ア. 地域支え合いセンターの活動を紹介するチラシの送付

県南10市町のみなし仮設及び公営住宅の入居世帯に対し、地域支え合いセンターの訪問活動等に関するチラシを毎月1回送付した。（送付数：2,941通）

イ. 石川県社会福祉協議会ホームページ内に専用ページを開設し、オンラインサロンの動画や各月送付している被災者生活支援情報を掲載している。

ウ. 石川県社会福祉協議会機関紙「社会福祉」、フェイスブック「災害情報@いしかわ」に県及び市町地域支え合いセンターの活動を紹介している。

エ. 生活支援相談員向け参考資料の作成

訪問活動のポイントや個人情報の取扱い、見守り活動における緊急時の対応方法についての資料を作成した。

⑥ 市町地域支え合いセンター定例会への参加及び巡回訪問

〔主な質疑応答〕

Q. 生活再建等に向けた取組状況について伺う。

A. 仕事を探すことを含めた生活再建支援ということで、様々な形で就労支援をしており、住宅再建については、被災者支援センターと連携して行っている。

Q. 地域との連携について伺う。

A. 被災9市町は、今後、全壊等により仮設住宅に入居している方と一部損壊で住宅を修繕して住んでいる方で、支援の差が出てくることから、地域と調整していきたいという話が出ている。

Q. 被災地のコミュニティーの立て直しについて苦慮していることはあるか。

A. 広域避難をしている方は、後々地元に戻るからという理由で、被災者本人が避難先の住民との交流を望まない場合もあるが、避難先で被災者同士が交流するサロン等を開催する場合は、多くの被災者が参加しており、その中で、被災自治体ごとのグループなどができて、サロン以外でも集まって交流しているという話を聞いている。

Q. 高齢者世帯へのフォローアップの状況について伺う。

A. 大きな家に住んでいた方が多く、被災後、仮設住宅に入居して、活動量が減少したことによる生活習慣病やうつ病などの予防のため、市町センターでは、運動できる環境などの工夫に取り組んでいる。また、高齢者に限らず、自給自足などで生活していた方や、一般就労が難しい場合でも近所の方の協力で、農作業の手伝いやアルバイト

で生計を立てていた方が、県南に避難後、生活困窮に陥る場合もあり、生活困窮者支援の制度を使ったり、障害者手帳の申請などを含め、様々な取組を行っている。

Q. 現状の課題として、どのようなことが挙げられるか伺う。

A. 被災から1年半経過し、これまで家族の支援等で生活していた方が、今後の見通しが立たない状況で、家族内だけの解決が難しくなっているなど、福祉ニーズの高い世帯が顕在化しており、市町センターでも訪問頻度が増加している世帯も多くなっていると感じている。また、この事業が有期事業であるため、相談員の雇用が不安定であることも、相談員の確保や定着への課題だと思っている。

Q. 地域支え合いセンターの業務の1つである連絡会議は、他市町との情報交換が目的だけではなく、今後の方向性を決める意思決定の場合か。

A. どちらかといえば、他市町との情報交換や研修の場である。

Q. 県外に避難している方への支援体制について伺う。

A. 県が、広域避難で県外に避難されている情報を把握し、毎月、様々な支援情報を登録している被災者に郵送している。また、避難先の社協やボランティア団体が主催となり、「能登カフェ」のような交流会を行っており、そこに我々も応援している。その他、交流会等の開催によって、こちらが把握していない被災者を新たに確認できたという事例もあり、今後も支援体制は広がっていくと考えている。

Q. 被災9市町では、複数の団体に支え合いセンターを受託し、県南10市町では、各市町社協が運営しているが、複数の団体が運営するメリットやデメリットを伺う。

A. 設置当初、すみ分けについて悩んだが、輪島市と能登町に入っている団体を例とすると、在宅は市町社協で、仮設住宅は青年海外協力協会で、ということですすみ分けをしている。月1回または、隔週で行政も含めたケース会議や共有会議を行っている。

Q. 市町センターの相談員は、非常勤やパートタイムなど、どのような身分か。

A. 県南10市町は、臨時や嘱託のような時間給での雇用が多く、新規で雇用せずに社協の職員で賄っているところもある。被災9市町は、なかなかフルタイムで勤務する方がおらず、半日や時間で雇用している方がほとんどである。また、市町社協の臨時職員等が、時間帯での謝金払いで相談員として契約しているという人も中にはいる。

Q. 市町センターの見守り対象外となる場合があるか伺う。

A. 被災前から保健師業務で在宅訪問をされている場合などは、被災後も保健師が回っていることから、市町センターの訪問対象にしていないという自治体もある。また、地元の民生委員が訪問をしているところについても、訪問対象にはしていない。

○ 所感

県の主導で県社協が受託し、被災者への支援を一体的に提供することを目的に、被災していない県内市町を合わせた19市町に地域支え合いセンターを設置していることで、県全体での被災者の見守り及び支援体制が組織的に構築されていた。また、様々な支援

メニューを全体で共有し、他市町との情報交換の体制も構築されており、県全体で各市町と連携していることが、被災者支援にとって重要な取組であると感じた。

市町センターの相談員は、臨時や嘱託職員での雇用が多いと伺った。当市でも市社協に委託し、相談員を配置している現状があり、事業終了後の雇用をどのようにしていくべきか調査・研究をしていく必要がある。また、見守り・相談業務に関し、通常業務として保健師や民生委員が相談対応等をしている部分もあるということを伺い、今後、災害対応事業から通常事業に移行していくのか、あるいは災害対応事業と通常事業という分け方ではなく、通常事業で災害対応を行う場合の民生委員や保健師の配置についての検討も必要ではないかと感じた。



視察の様子



石川県社協前にて

II 石川県金沢市

1 金沢市の概要

市制施行	明治22年4月1日
人 口	453,584人（令和7年4月1日現在）
世 帯 数	212,790世帯
面 積	468.81 km ²
産業別人口比率	第1次 1.2% 第2次 20.4% 第3次 78.4%
財 政	令和7年度一般会計予算 204,900,000千円 （歳入内訳：市税43.5%、地方交付税6.8%、国庫支出金19.4%、 市債5.0%、その他25.3%） 特別会計予算（9会計） 98,225,000千円

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置し、市の南部は白山山系から連なる山地に占められており、北部は金沢平野を経て、日本海に臨んでいる。市街地は、寺町台、小立野台、卯辰山の3つの台地の間を犀川、浅野川の2つの河川が流れており、水も豊かで「用水のまち」としても知られる。

また、加賀前田家の城下町として栄え、加賀友禅や金箔、九谷焼などの伝統工芸や能楽、加賀万歳などの伝統芸能が受け継がれており、藩政時代より固有の歴史が培われてきた伝統文化のまちである。

令和5年10月には、国連環境計画（UNEP）の「都市生態系再生モデル都市」として、国内で唯一認定されるなど、海外からも評価されている。

2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 38人（36人）
- (2) 議会費（構成比） 令和7年度一般会計予算 905,818千円（0.4%）
- (3) 政務活動費 一人当たり月額16万円
- (4) 委員会構成（現員数）
 - ・ 常任委員会 総務常任委員会（7人）、経済環境常任委員会（7人）
市民福祉常任委員会（8人）、建設企業常任委員会（7人）
文教消防常任委員会（7人）
 - ・ 議会運営委員会（11人）
 - ・ 特別委員会 地域防災特別委員会（10人）、部活動地域移行特別委員会（9人）
公共交通特別委員会（9人）
一般会計等決算審査特別委員会（8人）
企業会計決算審査特別委員会（8人）
- (5) 議会事務局職員数 19人

3 高齢者等の見守りに関する取組

□ 説明 金沢市福祉健康局福祉政策課 地域包括ケア推進室 杉本明雄 室長ほか

○ 第9期介護保険事業計画における認知症関連施策について

予防、共生、普及啓発、若年の4つを柱とし、認知症地域支援推進員が中心となって各事業をつなぎ、地域のネットワークづくりをしている。

(1) 【予防】認知症の予防と早期発見・早期対応の取組

- ① 地域包括支援センターによる認知症予防教室・総合相談等
 - ・ いつでもどこでも脳活プログラムの普及啓発の推進
- ② もの忘れ健康診査（70歳、73歳、76歳を対象）
- ③ もの忘れ健康診査フォローアップ体制の充実
 - ・ 認知症疑いの高齢者を早期対応につなげる取組を推進
- ④ 認知症初期集中支援推進事業の充実
 - ・ 認知症初期集中支援チームによる訪問支援
 - ・ 地域の認知症サポート医との連携強化
 - ・ 認知症専門医相談、圏域合同チーム員会議の開催

(2) 【共生】地域共生社会に向けた認知症の方を支える取組

- ① 認知症地域支援推進員を中心とした地域支援体制の強化
 - ・ 地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の連携を支援
- ② 認知症カフェの充実
 - ・ 本人支援・家族支援の充実、認知症に対する地域の理解、相談窓口の強化
- ③ 認知症高齢者の見守り体制の充実
 - ・ IoTを利用した認知症高齢者見守りネットワークの運用と広域化（令和7年12月終了予定）
 - ・ みつけてネットの運用、警察との連携
 - ・ みまもりシールの交付（令和6年11月開始）
- ④ チームオレンジの推進（オレンジパートナー育成と活動の促進）
 - ・ 地域で積極的に活動するボランティア活動の充実
 - ・ 地域の認知症支援について語る会の実施（認知症地域支援推進員、オレンジパートナー、キャラバンメイト）

(3) 【普及啓発】認知症への理解を深めるための普及・啓発

- ① 認知症ささえあいガイドブック（ケアパス）の普及と活用
- ② 認知症サポーター養成講座、サポーター認定所の拡大
 - ・ 子ども、学生、小売店等の従業員に講座を拡大 ⇒ 【共生】につなげる

(4) 【若年】若年性認知症の方を支える取組

- ① 若年性認知症の相談窓口等の情報提供を推進
- ② 若年性認知症カフェ
- ③ 若年性認知症応援団プロジェクト

○ 認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業について

(1) みつけてネット

〔事業概要〕

- ・ 行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、写真などの情報を家族や本人の同意を得てあらかじめ登録し、早期発見・早期保護に役立てる。
- ・ 登録した情報は、金沢市地域包括支援センター、金沢市役所、石川県警察で保管している。
- ・ 行方不明発生時には、各金沢市地域包括支援センター及び金沢市と捜索協力の協定を結んでいる社会福祉法人やコープいしかわ、セブンイレブンに登録内容を情報共有する。

〔登録者〕 179人（令和7年9月末時点）

〔対象者が行方不明になった場合の流れ〕

- ① 警察署へ連絡
- ② 金沢市地域包括支援センター・金沢市役所へ連絡
(市福祉政策課が捜索協力協定先に対し、情報を共有)
- ③ 対象者発見後は、家族が迎えに行く
- ④ 金沢市地域包括支援センター・金沢市役所へ発見の連絡

(2) 見守りタグを活用したシステム（令和7年12月終了予定）

〔事業概要〕

行方不明になる可能性のある方にタグを所持してもらい、行方不明時には街中に設置した感知器やボランティアの専用アプリが感知器となり、タグを所持している人の移動経路を辿ることができる。

〔利用者負担〕

内容	金額（税込）
みまもりタグ購入費	2,420円
見守りシステム利用料（年額）	3,603円

※ 利用者（家族等）が生活保護世帯の場合は、無料

〔利用者数〕 7名（令和7年9月末時点）

〔発動実績〕 7件（平成31年度事業開始から令和7年9月までの合計）

(3) みまもりシール

〔事業開始〕 令和6年11月

〔事業概要〕

認知症高齢者等が行方不明になった際に、発見者が対象者の衣類等に貼付したラベルやシールから二次元コードを読み取ることで、保護時に注意すべき情報の確認及び事前に登録した家族にシステムを介して連絡を取ることができる。

① 配布対象者 みつけてネット登録者※

※ 金沢市に居住する在宅の認知症高齢者等で、行方不明になる可能性のある人

② 配布枚数 30枚セット（耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚）

〔利用者負担〕 なし

〔登録者数〕 82人（令和7年9月末時点）

〔登録までの流れ〕

- ① 事前受付：申請書を地域包括支援センター経由で市へ提出
- ② 初期登録：市が情報登録後、みまもりシールを郵送交付
- ③ メール受信確認：登録者がメールアドレスの確認メールを受信
- ④ みまもりシール貼付：対象者の衣類や所持品に見守りシールを貼付

〔主な質疑応答〕

- Q.** 見守りタグが今年12月で終了する理由について伺う。
- A.** 見守りタグに使用している感知器が3G回線であり、令和8年3月で当該回線がなくなり、機器的に使用が不可になるためである。
- Q.** みつけてネットの検索協力者には、どのような方法で情報提供をしているのか。
- A.** 行方不明者発生の際、協定を結んでいる検索協力者に事前登録している内容を共有するため、メールで情報を一斉送信している。
- Q.** 近年の高齢者見守りの取組の中で、特に効果的だった事例について伺う。
- A.** 一人暮らしの80歳代の方が近所のお寺の敷地内で発見され、発見者がみまもりシールを読み込み、どこシル伝言板内で対象者の居場所や状況を送信し、どこシル伝言板を確認したケアマネジャーが通報を受けた警察と共に対応し、朝9時の発見・通報後、午前11時頃には自宅に戻ることができたという事例があった。
- Q.** 高齢者の見守りに関する課題や今後の展望について伺う。
- A.** 課題としては、行方不明高齢者等の早期発見・早期保護につながる追跡機器等に関する事業がないこと、みまもりシール等の認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業に対する市民への周知度が低いことである。今後は、行方不明高齢者等の早期発見・早期保護につながるGPS機器等の導入費用の助成を検討している。また、認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業の周知を図るため、公共交通機関での広告設置、

医療機関や公民館等でのポスター掲示も検討している。

- Q.** みつけてネットは、みまもりシールの二次元コードを読み取る側や地域の方への周知等が必要になると思う。ポスター等で啓発のほか、今後検討していることがあれば伺う。
- A.** 市としても、認知症の方を地域で見守る人を増やしていきたいと考えており、今後、若者の力も必要になると考え、認知症サポーター養成講座の回数だけでなく、対象を若者にも広げており、その際に、みまもりシールについても説明し、周知している。また、チームオレンジの推進ということで、オレンジパートナーには、認知症サポーター養成講座よりステップアップした講座を受けていただいております。その際にも説明している。オレンジパートナーは、現在、市内に260名ほどおり、認知症サポーター養成講座の受講者は、年間4,000人ほどで、その3分の1が小・中学生であることから、少しずつ周知が図られていると思っている。
- Q.** 認知症サポーター養成講座の具体的な内容を伺う。
- A.** キャラバンメイトと呼ばれる特定の講座を受講した方が講師となっている。その90%以上が認知症地域支援推進員の資格を持っており、職種はケアマネジャーや介護等の事業所に勤務する方が多い。当該推進員が各地域包括支援センターのエリアにある事業所や小中学校、コンビニやスーパー、金融機関などを回り、養成講座の説明と声掛けをして、1回当たり十数名程度を対象とした講座を開いている。学校単位の場合は、何百人単位になり、国の基準に従い、1回90分程度で認知症関連の講座を開催している。
- Q.** 認知症サポーター養成講座後に、サポーターだと証するものを発行するのか伺う。
- A.** 受講者には、講座の冊子と認知症サポーターカードを渡すことが決まっている。他市町村では、リングのように手につけるタイプやバッチタイプを配っているところもあると聞いているが、当市はカードを無料配布している。なお、店舗の従業員等が当該講座を受講した場合は、認知症サポーター認定店というステッカーを配布し、店舗に貼っていただいている。
- Q.** 認知症サポーターを増やすことで、成果が上がってきたと感じる部分はあるか。
- A.** 実際にみまもりシールの活用事例もあり、市民に知ってもらう機会や周知が図られてきていると考えている。また、事業所やコンビニ、スーパーと地域包括支援センターの連携ができることが強みであり、例えば、包括支援センターに、店で釣銭の受け渡しに心配がある方や、金融機関に毎日来て大金を下ろしていく方などの情報提供があった場合、介護保険を使っていない方を利用につなげたり、親族と連絡を取るなどの対応ができているところが、強みになっていると思う。
- Q.** 見守りシールを対象者が嫌がるなどの事例やその対処方法等はあるか伺う。
- A.** 対象者の家族に直接伺ったわけではないが、本人の視界に入る場所に貼ると気になる場合もあり、視界に入らない箇所や気にならない箇所に貼るなどの工夫をされてい

ると聞いている。

Q. 新たにGPSの事業も今後検討するということだが、直営事業か補助事業として考えているか伺う。

A. 当該事業については、次年度の予算に向けて研究・検討しているところである。

Q. 金沢市の認知症高齢者等が市外に行った場合の対応等について伺う。

A. 県が取りまとめをされており、個人情報の観点から、市外への情報提供について了承を得ている方、もしくは行方不明で市外に出てしまった可能性があるという状況になった場合、家族からの依頼に基づき、県を通して他市町村に、みつけてネットの登録内容と類似した情報を提供し、情報共有をしている。

Q. 子どもの見守りと高齢者の見守りを連動させた事業の検討等をしたことがあるか伺う。

A. 現状はない。子どもの見守りは、民生委員・児童委員が行っているが、事業として、両方の見守りというところの検討はしていない。

Q. 市内に20か所ある地域包括支援センターについて伺う。

A. 市内を20圏域に分けて地域包括支援センターを置いている。公募によって委託しており、社会福祉法人や医療法人が主に母体となっている。

○ 所感

高齢者等の見守りに関する取組の一つである認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業は、石川中央都市圏での広域的な取組として実施しており、前年度、当委員会が介護の人材確保の取組を北海道北斗市で視察した際と同様に、当市においても近隣自治体との広域的な支援体制の構築に取り組むべきと感じた。

また、みまもりシール事業については、当市でも類似の事業である「高齢者等見守り情報共有システム推進事業（どこシル伝言版）」を取り組んでおり、有用な事業と認識している。しかしながら、金沢市と同様に当該事業の認知度の低さが課題であり、今回、課題解消に向けて、様々な機会に周知を行っていることを伺い、当市の課題でもある市民への周知を粘り強く行っていく必要性を感じている。

さらに、金沢市では、高齢者等の見守り事業の今後の取組として、GPS機器導入の助成について研究・検討を進めているとのことから、当市においても、調査・研究の余地があると考えている。



視察の様子



議場にて

Ⅲ 石川県

1 石川県の概要

県制施行	明治 16 年
人 口	1,091,106 人 (令和 7 年 10 月 1 日現在)
世 帯 数	503,607 世帯
面 積	4,186 km ²
産業別人口比率	第 1 次 2.6% 第 2 次 27.8% 第 3 次 69.6%
財 政	令和 7 年度一般会計予算 837,989,000 千円 (歳入内訳: 県税 20.1%、地方交付税 16.5%、国庫支出金 24.1%、 県債 13.9%、その他 25.4%)

石川県は、本州のほぼ中央部に位置し、東は富山県及び岐阜県に南は福井県に接し、北は能登半島が日本海に突き出しており、特徴的な形状をしている。沿岸を流れる対馬暖流の影響により、冬を除いて比較的温暖な気候であるが、冬期はシベリアからの北西の季節風により、山間部のみならず、平野部でも積雪量が多い場所である。

県の中心部に位置し、県庁所在地でもある金沢市は、北陸地方の行政・文化の中心都市となっており、加賀地区は、加賀温泉郷や日本三名山の一つである白山などがある。また、令和 6 年元日に発生した能登半島地震・奥能登豪雨により、能登地区は復旧・復興の途上であるが、国立公園に指定されている能登半島を有する自然豊かな場所として知られている。

令和 5 年 9 月には、県民の誰もが幸せに暮らしていける「幸福度日本一」の実現に向けた成長戦略を策定し、令和 14 年度までに誰一人取り残すことなく、一人ひとりが真の幸せを実感しながら暮らせる県にするための具体的な数値目標を掲げて取り組んでいる。

2 県議会の構成等

- (1) 議員定数 (現員数) 41 人 (41 人)
- (2) 議会費 (構成比) 令和 7 年度一般会計予算 1,161,427 千円 (0.13%)
- (3) 政務活動費 一人当たり月額 30 万円
- (4) 委員会構成 (現員数)
 - ・ 常任委員会 総務機器復興企画委員会 (10 人)、文化商工公安委員会 (10 人)、厚生文教委員会 (10 人)、環境農林建設委員会 (10 人) 予算委員会 (40 人)
 - ・ 議会運営委員会 (7 人)
 - ・ 特別委員会 少子高齢化対策特別委員会 (14 人)、災害対策特別委員会 (13 人) 海外戦略対策特別委員会 (13 人)、決算特別委員会 (11 人)

3 被災者の生活・住宅再建にかかる取組

□ 説明 石川県土木部次長兼建築住宅課 北川睦 課長

石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活支援課 東崎秀行 課長

○ 住まいの復旧について

(1) 応急的な住まいの支援

能登半島地震等により災害救助法が適用されたことから、被災者に対し住まいの支援策として、以下のとおり示した。

住宅の被災度合	支援策等	
一部損壊	自己負担により修理	修理
半壊・準半壊以上だが、修理して居住可能	応急修理制度	
半壊・準半壊以上で居住が不可能	応急仮設住宅（建設型）	供与（原則2年間）
	賃貸型応急住宅（みなし仮設）	
	公営住宅の提供	使用許可

(2) 応急仮設住宅の整備【7,168戸】

内訳	戸数	備考
能登半島地震に係る仮設住宅	6,882戸	10市町
奥能登豪雨に係る仮設住宅	286戸	2市

(3) 応急仮設住宅の住棟タイプ

被災者及び被災市町等の意向、用地の状況や応急仮設住宅の供給能力、優先度を勘案し決定した。

住棟タイプ	戸数	入居期間等
プレハブ長屋	5,565戸	原則2年間
木造長屋（まちづくり型）	1,570戸	将来、恒久的な住まいとすることが可能
木造戸建風（ふるさと回帰型）	33戸	

- ・ まちづくり型は、コミュニティ広場を中心に集会所や子育て世帯、車いす使用者、単身高齢者向けの住居を木製デッキでつないで配置。
- ・ ふるさと回帰型は、被災者の地元の空地进行を仮設住宅用地として確保し（私有地は、市町への寄付を基本とした）、自宅再建が困難な場合でも、将来的に地元に住み続けられるよう配慮し建設した。

(4) 液状化被害を受けた宅地の復旧及び住宅の傾斜修復等への支援

液状化等により被害を受けた宅地や住宅の復旧のため、所有者が実施する、宅地の復旧や住宅の耐震化を支援する制度を創設した。

① 被災宅地復旧支援事業

【補助額】最大 766 万円（支援対象：上限 1,200 万円）

【補助内容】擁壁、地盤、宅地法面等の復旧、傾斜修復、液状化の再度災害防止のための地盤改良

【R6実績】374 件（申請件数：658 件）

② 住宅耐震化促進事業

【補助額】最大 210 万円

【補助内容】地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、傾斜修復

【R6実績】143 件（申請件数：215 件）

○ 住まいの復興に向けて

(1) 住まいの再建に向けた取組

① 住宅相談会の開催

県、市町、建築関係団体等が連携し、住家被害を受けた方の個別相談に応じることで住宅再建につなげることを目的に、被災者のニーズに応じた対応で相談会等を実施した。

【相談方法】電話相談、会場での相談会、自宅へ専門家を派遣

② 住宅の応急修理制度のかけ増し経費の補助制度

工業者が見つかりにくい等、住宅の応急修理が進まないという課題を踏まえ、修理業者が被災地（遠隔地）への移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用を県が工業者に対し補助することで、被災地の早期復旧を支援するため令和 6 年 7 月に制度を創設した。

【対象地域】能登 6 市町

（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

【補助対象】石川県木造住宅協会、石川県建設業協会等会員、

石川県建築組合連合会に所属する事業者、

石川県工務店協会、石川県瓦工事協同組合会員

【補助限度額】見積調査（提示）⇒ 1つの物件に対し、上限 8 万円

修繕工事 ⇒ 1つの物件に対し、上限 16 万円

③ 復興公営住宅の整備

現在、輪島市や珠洲市等の県内 9 市町において、復興公営住宅の整備が進められており、整備状況は随時取りまとめ、県HPにて情報提供をしている。

○ いしかわ型復興住宅について

(1) モデルプラン集の作成経緯

被災した能登地域などの古くからある住宅は規模が大きく、住宅建設の経験が

ない被災者も多いことから、再建に当たり、住宅プランの提案が必要と考えた。また、平成 28 年熊本地震等の災害においても、同様の取組が実施され、プラン集を参考にした再建が行われるなど、一定の効果があつたことから、この取組を参考に各専門家の助言を受けて、石川県の地域特性や安心安全に配慮した「いしかわモデル」を検討し、作成した。

(2) モデルプラン集のコンセプト

住まいづくりの具体的なイメージを持てるよう「地域とつながる新たな能登暮らし」をテーマとし、住宅プランや再建に関する各種支援制度を盛り込んだ。

(3) いしかわモデル（5つの要件）

① コミュニティー

子育て世帯から高齢者世帯まで、顔の見える開かれた住宅

② 景観（まちなみ）

各地域で形成される街並みや自然景観と色彩や形態についての調和を図る

③ 地域特性

- ・ 雪や雨などが多い石川県の気候等、地域特性に配慮した住宅
- ・ 構造材や内装材等に県産材を積極的に使用

④ 住宅の基本性能

- ・ 耐震性：安心して安全に暮らせるよう、耐震等級 2 以上を求めている
- ・ 省エネ、環境負荷及びバリアフリーへの配慮

⑤ コスト（費用）

- ・ コンパクトでコスト低減に配慮
- ・ 廊下を極力なくすなど、床面積の低減によるコスト低減を意識
- ・ 住宅の開口部等、規格品サイズを採用すること等によりコスト低減を意識

○ 地域コミュニティの再建

(1) コミュニティ再建支援事例

被災者の引きこもりや孤立化を防止するために、独居の高齢者等が定期的に家から出る機会を創出し、住民同士が顔を合わせ、地域のつながり（コミュニティ）を生む活動を支援している。

【R 6 実績】

約 750 回実施、延べ 1 万 9 千人が参加

【実施内容】

- ・ ヨガ教室
初心者も気楽に運動不足が解消できるとして、各地で人気のメニューである。
- ・ 落語会

参加者が共に笑って、明るい気持ちになる場を提供。

- ・ 菜園づくり（穴水町の事例）

地元の空き地を利用し、住民自らの手で、日常的に土に触れられる場を作る。

（男女ともに参加し、それぞれで役割分担をしていた）

- ・ ふるさとバス

広域避難者が地元の現状を視察する。

(2) 地域コミュニティ施設等再建支援事業

能登地域を中心に集会所や神社等の地域に根付いたコミュニティ施設の多くが被災した。コミュニティ施設は地域社会における交流の場であり、能登の祭り文化の活動の中心施設であることから、能登の復興に不可欠であるとして、復興基金を活用して、地域コミュニティ施設等の再建を後押ししている。

【R6実績】約250件の再建を支援

【支援対象】以下の要件を全て満たし、市町長が認定する施設等

- ① 市町の区域内に存在していること
- ② 専ら地域の住民が利用していること
（憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用を除く）
- ③ 専ら地域の住民が交代で維持管理していること
- ④ 地域の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用されており、今後も活用を継続すること

【交付基準】補助率4分の3（上限1件当たり12,000千円）

【申請者】町会、自治会等

【対象経費】建替及び修繕に要する経費

○ 暮らしの再建（恒久的な住まいへの移行）

(1) 住まいの再建意向調査

能登半島地震発災から1年が経過することを受け、仮設住宅や公営住宅に入居している被災者の現状や今後の住まいの再建の意向などについて調査を実施した。

【調査期間】令和6年12月9日～令和7年3月31日

【回答状況】対象世帯：10,246世帯、回答世帯：8,410世帯（回答率82.1%）

【調査結果】

- ① 住まいの再建方法
自宅再建：47.6%、復興公営住宅への入居：31.1%、
賃貸物件への入居：9.4%、その他：11.9%
- ② 住まいの再建場所
被災前と同じ住所：48.7%、被災した市町内の違う住所：25.7%、
被災した市町以外：16.9%、その他：8.7%

③ 住まいの再建完了見込み

直近1～2年以内：24.6%、復興公営住宅の建設時期次第：20.5%

分からない：36.8%、その他：18.1%

○ 被災者に対する支援制度

(1) 被災者生活再建支援金

【支援対象】

住家が半壊以上の世帯（半壊世帯への支援は石川県独自）

【支援内容】

① 基礎支援金 最大100万円（住家被害の程度に応じた支援）

② 加算支援金

（建設・購入の場合）最大200万円

（補修の場合）最大100万円

（賃貸の場合）最大50万円

【支援実績】

① 基礎支援金 対象：約13,000世帯のうち、9,859件支給

② 加算支援金 対象：約26,000世帯のうち、5,978件支給

(2) 地域福祉推進支援臨時特例給付金

【支援対象】

能登地域6市町において、半壊以上の「高齢者や障害者のいる世帯」または、「資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯」

【支援内容】

① 家財等支援：最大100万円（家財50万円＋自動車50万円）

② 住宅再建支援：最大200万円（賃貸の場合は、最大100万円）

【支給状況】 19,801件（令和7年3月末時点）

(3) 自宅再建利子助成事業

【支援対象】

石川県内の半壊以上の世帯で、県内で住宅を新築・購入、または補修を行う世帯（収入要件あり）

【支援内容】

自宅再建等のための融資に係る利子分に対する助成（最大300万円）

【支給状況】 59件（令和7年3月末時点）

(4) 住まいの再建に向けた支援

- ① 冊子「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」と「リバースモーゲージ型住宅ローン」のパンフレットを仮設住宅、公営住宅の被災者約1万世帯に配布
- ② 再建方法や各種支援制度、総合窓口をまとめた「住まいの再建支援ハンドブック」を作成し、①と同様に配布
- ③ 生活再建に向けた伴奏支援を行う、生活再建支援アドバイザー8人を「いしかわ被災者支援センター」（金沢市内）に配置し広く相談対応を実施

(5) 住まいの再建支援

① 恒久的な住まい再建に向けた支援の充実

「住まいの再建意向調査」では、仮設住宅等に入居している世帯のうち、約7割が被災前の居住市町での再建を希望していること、約5割が新築や修繕等による自宅再建を希望していることから、復興基金（540億円）と能登創造的復興支援交付金（500億円）を活用し、被災地での自宅再建を後押しする支援を実施。

支援区分	基準支援額
新築・購入に対する支援	200万円
修繕に対する支援	100万円

② 民間賃貸住宅での住まいの再建支援

「住まいの再建意向調査」において、一定数の方が住み慣れた地域内の民間賃貸住宅での再建を希望しているが、奥能登4市町は、民間賃貸住宅の空き室が非常に少なく、入居が困難な状況であることから、新たな民間賃貸住宅の建設に対する市町の助成額を上限に、県でも支援を実施。

【対象市町】奥能登4市町

【補助金額】1戸につき1㎡当たり2.5万円

【上限額】1戸当たり最大150万円

[主な質疑応答]

- Q. 被災後の地域コミュニティに配慮した点について伺う。
- A. 1点目は被災者の孤立防止や健康維持、2点目は被災地で動いている市町や社会福祉協議会、NPOとの円滑な連携、3点目は地域や集落における住民の拠り所の再建というところに配慮した。
- Q. 被災者の方々が直面している主な課題や困難なことは何か伺う。
- A. 自宅の再建費用のめどが立たないこと、復興公営住宅の建設時期や場所、いつ頃建設されるのか分からないといった情報不足などがある。広い面では、道路や港などのインフラの早期復旧、能登の特色ある産業の復興や営農再開への促進、人手不足の深刻化なども課題である。
- Q. 応急仮設住宅は基本的に2年間で、共用終了後は用途廃止され撤去が原則だが、ふ

るさと回帰型住宅という共用終了後も残すタイプの仮設住宅を建設した際の、特に国との調整や制度上の苦労話などがあれば伺う。

- A.** ふるさと回帰型は木造の仮設住宅で、最終的に33戸と建設戸数が少なくなったが、発災後の初期の段階で、国土交通省と内閣府、県が一体になって進めて決めた。仮設住宅なので災害救助費が100%出ている。仮設住宅の供給業者とはリース契約しており、リース期間終了後は、更地にして返すまでの契約である。ふるさと回帰型は、恒久型なので撤去が不要になる。
- Q.** 現状の災害救助法で定められている支援メニュー以外の事業について、どのように財源確保をし、制度の実現を図られているか伺う。
- A.** 財政当局ではないため答えられる範囲は限られるが、確かに災害救助費の使い勝手は悪い。事業に支援メニューが使用可能かどうかについて、詳細に確認をする暇がないのは当然で、結果的に認められず一般財源となることは少なからずある。ただ、今回の地震だけではなく、他の特定災害も同様だと思うが、国から頂いたお金を基金に積み立て、そこから取り崩して充てたり、企業版ふるさと納税を充てるなどで対応していくことになると思う。基金が尽きた場合は、一般財源からということになると思う。
- Q.** モデルプラン「いしかわ型復興住宅」で建設された方の声について伺う。
- A.** モデルプランでの契約件数について、住宅メーカーからアンケートをとっている段階であり、100件超の契約となったとは聞いている。今回のアドバイスを受けて、今後、住宅メーカーから住宅再建した方の声に関する聞き取りなど、何かしらの方法で聞いていきたいと思う。
- Q.** 地域コミュニティへの再建支援に神明社の鳥居などの再建も支援対象としていることについて、宗教との区分けをどのようにしていたか伺う。
- A.** 宗教法人に支援することは、当然対象外となるが、町内会が管理しているお宮といった地元に着しているものであって、町内会や自治会の申請がある場合が対象となる。

○ 所感

生活・住宅再建の取組の1つとして、いしかわ型復興住宅モデルプラン集を県主導で作成しており、55の住宅プランと住宅再建に必要な支援金や融資、あるいは耐震改修補助など、被災者の多様なニーズに対応した内容を盛り込んだ冊子を配布しており、今後の生活再建の手助けにもなる良い取組と感じた。また、昨今の資材等の高騰に鑑み、住宅を応急修理する際のかかり増し経費の補助制度などを創設しており、きめ細やかな支援を実施している印象を受けた。

また、地域コミュニティの再建のため、様々な取組を行っていたが、特にも穴水町で実施した菜園づくりは、男女問わず参加できる実例として、今後の参考となると感じた。

4 ひきこもりに関する支援の取組

□ 説明 石川県こころの健康センター 角田雅彦 所長ほか

○ 事前質問事項に基づく説明及び回答

(1) ひきこもり支援は、社会との関わり方をどのように考え、対応しているか。

【回答】

社会に適応させるのではなく、本人のペースに合わせてながら、本人やその家族が自らの意思によって、社会との関わり方を決めていくことができるようサポートをしている。

(2) ひきこもりに関連する事業の現状について伺う。

【回答】

こころの健康センター実施のひきこもり対策推進事業の内容は、以下のとおり。

① 地域ネットワーク会議の開催

ひきこもりの回復状態に沿った対応ができるよう、各関係機関の取組を知るため、情報交換や連携体制の構築を図ることを目的に県障害保健福祉課、県各保健福祉センター、市町地域公民館、ひきこもり認可施設、支援団体などを参集し実施している。

② 相談、訪問指導による支援

当事者及び家族への相談支援を電話、来所、訪問などで実施している。

③ サポーター養成研修の実施

ひきこもり経験のある方やその家族がその体験を社会に伝えることで、ひきこもりへの理解を深め、自らの経験を生かして、他のひきこもりに悩む方や家族等を支援するために必要な基礎知識や支援方法などを学ぶ研修会を開催している。また、研修受講者の中でひきこもりサポーターとして登録した方を関係機関からの依頼で派遣し、体験発表などを行っている。

④ 社会復帰支援教室（悠友クラブ）の開催

ひきこもり状態の方の居場所として、悠々クラブを開催している。そのプログラムは参加者が決めることで、所属意識や姿勢を高め、同様の経験をした人に出会うことや自分を周りに受け入れてもらう経験を通して、対人不安や集団不安の軽減を図り、集団参加を促している。

⑤ 家族交流会の開催

他の家族との交流を通して、家族の心身の健康や生活に対し、ひきこもり当事者との関わり方の選択肢を増やすことを目的としている。

⑥ 人材育成研修の実施

一般向けと支援者向けで行っており、一般向けは、ひきこもり状態の方が

感じている生きづらさや葛藤について正しく学び、当事者と家族、地域住民がほどよいつながりを持つための研修である。支援者向けは、ひきこもりの特性、支援の検討や支援方法等の研修を行っている。

⑦ 専門職チームの派遣

令和2年度から医師や精神保健師などに委嘱し、専門職チームを設置している。市町、保健所に対応困難な個別ケースに対して、専門職チームを派遣して、事例検討会や個別訪問を行っている。

⑧ ひきこもり支援拠点の設置

当該支援が県下全域に行き届くよう、令和4年12月から金沢に加え、能登及び加賀地区にも、新たにひきこもり地域支援センターを開設した。

(3) ひきこもり関連の事業周知のための広報活動について

【回答】

- ① 県民を対象とした公開講演会を開催することで普及啓発を図っている。
- ② 当センタ HP、公式 X、石川県公式 LINE、石川県広報等で周知している。
- ③ 作成したリーフレットを関係機関に配布したり、パネルを作成し、イベントで展示している。

(4) ひきこもり状況の改善に対する方策についての手立て等を伺う。

【回答】

(2)の取組が全て連動することで、ひきこもり状態からの改善に役立っている。

(5) 被災者のひきこもりを防ぐための支援について伺う。

【回答】

被災者に特化したひきこもり支援は実施していないが、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯等を対象に「被災者見守り・相談支援等事業」として、市町の地域支え合いセンターの生活支援員が訪問し、困りごとの相談に対応している。必要に応じ、市町のひきこもり対策担当課や能登ひきこもり地域支援センター等、関係機関につないでいる。また、石川こころのケアセンター奥能登のスタッフが、公民館や仮設住宅の集会所等で、こころの健康等に関する講話やサロン活動を行い、孤立を防止している。

(6) ひきこもり状態にある被災者に対し、心理的サポートやカウンセリングを提供しているか伺う。

【回答】

能登ひきこもり地域支援センターの職員が、市町の地域支え合いセンターの生活支援員と共に訪問し、当事者や家族との信頼関係を構築しながら、個別相談や

家族交流会、当事者向け居場所活動等、継続的な支援を提供している。また、被災者の孤独・孤立対策として、被災者見守り強化対策事業を実施し、緊急通報装置を通して健康相談や安否確認を行っている。

- (7) ひきこもりの被災者が社会復帰を果たすためのプログラムや支援体制の整備について伺う。

【回答】

被災者に特化したものはなく、平時に整備した支援体制で行っている。

- (8) 被災者のひきこもりに関する支援の効果検証の方法について伺う。

【回答】

被災者を対象として効果検証は行っていない。ひきこもり支援では、被災者に限らず、当事者及びその家族の意思で今後の生き方や社会との関わり方等を定める「自律」を目指している。社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではないため、事例毎に振り返ることが検証につながると考える。

- (9) ひきこもり支援に関する成功事例や課題について伺う。

【回答】

ひきこもりの方が被災し、避難所がそもそもひきこもりとなったきっかけの場所である校舎だったことから、車中避難をしていたが、発災前からつながりのあった能登地区の支援者が加賀地区の支援者と連携し、加賀地区の民間支援団体の共同生活施設に広域避難をした。その後、その方は民間支援団体のケアスタッフとして活動したり、当センターのひきこもりサポーター養成研修を受けて、体験活動を発表するなど、活動の幅が広がっている。

災害は、ひきこもりの方にとって、良い面をもたらす場合と悪い面をもたらす場合があり、悪影響を及ぼした事例としては、避難所の中で大勢の人の視線を感じてつらい、避難所生活でイライラが増して家族との関係が悪化した、一度は避難所に行ったが、耐えられず10分ほどで自宅に戻って、それから避難所に一切行かなくなり、それまで働いていた事業所も被災後は働けなくなったことで、ずっと家にいるなどがあった。また、災いが転じたケースは、それまで家族ともほとんど会話しなかった方が地震を機に家族間の会話が増えたケース、家族としか接していなかったが、被災後、必然的に不特定多数の人と接するようになり、嫌だけれども最低限の会話をいろんな人とするようになったというケースもあった。

課題としては、親が高齢になってから相談を開始するケースや不登校からひきこもりに移行するケースが多く、家族が抱え込まず、適時に相談機関に伺えるよう関係機関が連携を強化することや、多様な生き方、就労形態があることを地域社会に周知することなどを考えながら、事業に取り組んでいる。その人の個性、

特性に合うことは何かを考えながら、その人に合った仕事や学校等につなげることが、結果的にその人らしい生き方につながると思っている。

(10) 市、地域との連携について伺う。

【回答】

- ① 職員向け研修会・地域住民向け講演会の開催
ひきこもりの特性を学び、社会全体でひきこもり状態にある方を支えることを目指している。
- ② ネットワーク会議の開催
各関係機関の取組について情報交換を行い、連携体制の構築を図っている。
- ③ 専門職チームの派遣
医師、精神保健福祉士等を専門職チーム構成員として委嘱し、市町での困難事例検討会への助言や当事者への個別訪問を行っている。
- ④ ひきこもり支援拠点の設置
金沢（こころの健康センター）に加え、能登地区、加賀地区にもひきこもり地域支援センターを設置することで、各地区内での連携を強化し、ひきこもり支援が県下全域に行き届くようにしている。
- ⑤ サポーターの派遣
市町や民間団体が開催する研修会等に、当センターが養成したサポーターを派遣し、体験発表等の活動を行っている。

〔主な質疑応答〕

- Q.** ひきこもりサポーターの活動について、もう少し具体的に話を伺いたい。
- A.** 主に保健福祉センター等に行き、当事者が自分の体験談を話したり、家族が体験談を話すということをしている。私たちが話をするよりも、当事者や家族の話のほうが説得力のある話をしてくれる。今は、体験談を話すことを主にしているが、今後、訪問にもついてきてもらうことも考えている。
- Q.** ひきこもり家族交流会は、金沢にある石川県こころの健康センターで開催をしているが、能登ひきこもり地域支援センターでも行われているか伺う。
- A.** 能登及び加賀地区のひきこもり地域支援センターでも行っている。同様の悩みを抱えた家族が集まるので、我々が聞くよりも、苦しみを分かち合えるので、それが癒しになっている。
- Q.** ひきこもりの方の外での活動を促すために大事にしていることを伺う。
- A.** 本人に決めさせるということを大事にしている。例えば、ひきこもりになっている方を家族が就業させたいと思って、本人の話を聞かずに面接等の段取りを家族がした結果、最悪の事態になったケースもあった。家族等の気持ちで無理に決めさせないこ

と、本人にどうしたいか決めさせることが重要だと考えている。

Q. 生活支援員が訪問して、困りごとの相談を受けながらひきこもりの方を対応する事例があれば伺う。

A. 8050問題と同様に、介護が必要な親とひきこもりの子がいる世帯に訪問する場合、ひきこもりに関することで訪問したというと、さらに引き籠もってしまう場合があるが、被災者支援や家族の介護の件で来たという形で訪問すると暴れたり、急に隠れたりしないので、ひきこもりとは別の要件で訪問するほうにつながる場合がある。

Q. こころのケアセンターの直営設置か伺う。

A. 直営と委託の部分があり、委託の部分は奥能登で、金沢市は直営の2拠点制で対応している。

Q. 能登地区、加賀地区にあるひきこもり支援センターを開設した背景や経緯、能登地震発災後、ひきこもりの方が増えているか伺う。

A. 加賀地区、能登地区の拠点は令和4年10月に開設されており、能登半島地震以前にできた取組である。ひきこもりの方の数については、能登ひきこもり地域支援センターは増えているという報告を受けており、恐らく、発災後の訪問活動等で引き籠もっている方が見つかるなどで増えていると思う。

○ 所感

今回、ひきこもりに関する支援の取組について説明いただいた、石川県こころの健康センターの角田所長が精神科の専門医であったことから、これまでの経験を踏まえ、引き籠もっている人を社会に適用させるのではなく、本人のペースに合わせながら、本人やその家族が自らの意思で関わりを決めていくようにサポートをするという話を伺うことができたことは、今後、ひきこもり支援の周知に関する取組の参考となった。

また、8050問題を抱える世帯に対する支援の入り方についても、職員が対象世帯に訪問する際に、ひきこもりに対する支援ではなく、親の介護であったり、被災者支援での訪問であることを理由にすることで、引き籠もっている方も納得してくれるという事例を伺い、当事者の気持ちを図りながら支援を行っていることに感心した。



視察の様子



議場にて

以上、令和7年10月6日～8日に実施しました、教育福祉常任委員会行政視察の報告書といたします。

令和7年12月

大船渡市議会議長 伊藤力也様

教育福祉常任委員長 滝田松男